

条例第 45 号

宇和島市職員恩給条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 23 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市職員恩給条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市職員恩給条例の特例に関する条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第2条 職員又はその遺族に支給する恩給については、<u>平成12年4月分</u>以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、恩給条例の規定によって算定して得た年額に改定する。 第3条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの<u>平成12年4月分</u>以降の年額が、それぞれこれらの表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応するこれらの表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。			第2条 職員又はその遺族に支給する恩給については、<u>令和6年4月分</u>以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、恩給条例の規定によって算定して得た年額に改定する。 第3条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの<u>令和6年4月分</u>以降の年額が、それぞれこれらの表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応するこれらの表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。		
退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎 在職年に算入されている実在 職年の年数	金額	退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎 在職年に算入されている実在 職年の年数	金額
65歳以上の者に給する 退隠料	退隠料についての最短恩給年 限以上	<u>1,132,700円</u>	65歳以上の者に給する 退隠料	退隠料についての最短恩給年 限以上	<u>1,163,300円</u>
	退隠料についての最短恩給年 限未満	<u>849,500円</u>		退隠料についての最短恩給年 限未満	<u>872,400円</u>
65歳未満の者に対する	退隠料についての最短恩給年	<u>849,500円</u>	65歳未満の者に対する	退隠料についての最短恩給年	<u>872,400円</u>

退隠料	限以上		退隠料	限以上	
遺族扶助料	退隠料についての最短恩給年限以上	<u>792,000円</u>	遺族扶助料	退隠料についての最短恩給年限以上	<u>813,400円</u>
	退隠料についての最短恩給年限未満	<u>594,000円</u>		退隠料についての最短恩給年限未満	<u>610,000円</u>
第5条 恩給条例第33条に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族（遺族扶助料を受ける者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にする職員の祖父母、父母、未成年の子又は重度障害の状態であつて生活資料を得る途のない子で遺族扶助料を受けるべき要件を備えている者をいう。）である子が2人以上ある場合 <u>267,500円</u> (2) 扶養遺族である子が1人ある場合 <u>152,800円</u> (3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） <u>152,800円</u>			第5条 恩給条例第33条に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族（遺族扶助料を受ける者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にする職員の祖父母、父母、未成年の子又は重度障害の状態であつて生活資料を得る途のない子で遺族扶助料を受けるべき要件を備えている者をいう。）である子が2人以上ある場合 <u>273,900円</u> (2) 扶養遺族である子が1人ある場合 <u>156,400円</u> (3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） <u>156,000円</u>		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となっている給料年額
円	円	円	円	円	円
<u>1,144,100</u>	<u>1,147,000</u>	<u>3,424,000</u>	<u>1,147,000</u>	<u>1,178,000</u>	<u>3,432,600</u>
<u>1,194,800</u>	<u>1,197,800</u>	<u>3,549,000</u>	<u>1,197,800</u>	<u>1,230,100</u>	<u>3,557,900</u>
<u>1,246,900</u>	<u>1,250,000</u>	<u>3,726,400</u>	<u>1,250,000</u>	<u>1,283,800</u>	<u>3,735,700</u>
<u>1,298,500</u>	<u>1,301,700</u>	<u>3,902,100</u>	<u>1,301,700</u>	<u>1,336,800</u>	<u>3,911,900</u>

<u>1,351,200</u>	<u>1,354,600</u>	<u>4,010,600</u>	<u>4,020,600</u>	<u>1,354,600</u>	<u>1,391,200</u>	<u>4,020,600</u>	<u>4,129,200</u>
<u>1,383,900</u>	<u>1,387,400</u>	<u>4,116,400</u>	<u>4,126,700</u>	<u>1,387,400</u>	<u>1,424,900</u>	<u>4,126,700</u>	<u>4,238,100</u>
<u>1,416,800</u>	<u>1,420,300</u>	<u>4,331,200</u>	<u>4,342,000</u>	<u>1,420,300</u>	<u>1,458,600</u>	<u>4,342,000</u>	<u>4,459,200</u>
<u>1,454,000</u>	<u>1,457,600</u>	<u>4,541,400</u>	<u>4,552,800</u>	<u>1,457,600</u>	<u>1,497,000</u>	<u>4,552,800</u>	<u>4,675,700</u>
<u>1,507,000</u>	<u>1,510,800</u>	<u>4,582,700</u>	<u>4,594,200</u>	<u>1,510,800</u>	<u>1,551,600</u>	<u>4,594,200</u>	<u>4,718,200</u>
<u>1,552,700</u>	<u>1,556,600</u>	<u>4,746,100</u>	<u>4,758,000</u>	<u>1,556,600</u>	<u>1,598,600</u>	<u>4,758,000</u>	<u>4,886,500</u>
<u>1,595,400</u>	<u>1,599,400</u>	<u>4,952,200</u>	<u>4,964,600</u>	<u>1,599,400</u>	<u>1,642,600</u>	<u>4,964,600</u>	<u>5,098,600</u>
<u>1,646,900</u>	<u>1,651,000</u>	<u>5,157,200</u>	<u>5,170,100</u>	<u>1,651,000</u>	<u>1,695,600</u>	<u>5,170,100</u>	<u>5,309,700</u>
<u>1,698,900</u>	<u>1,703,100</u>	<u>5,360,800</u>	<u>5,374,200</u>	<u>1,703,100</u>	<u>1,749,100</u>	<u>5,374,200</u>	<u>5,519,300</u>
<u>1,755,400</u>	<u>1,759,800</u>	<u>5,489,400</u>	<u>5,503,100</u>	<u>1,759,800</u>	<u>1,807,300</u>	<u>5,503,100</u>	<u>5,651,700</u>
<u>1,812,700</u>	<u>1,817,200</u>	<u>5,626,300</u>	<u>5,640,400</u>	<u>1,817,200</u>	<u>1,866,300</u>	<u>5,640,400</u>	<u>5,792,700</u>
<u>1,884,000</u>	<u>1,888,700</u>	<u>5,890,200</u>	<u>5,904,900</u>	<u>1,888,700</u>	<u>1,939,700</u>	<u>5,904,900</u>	<u>6,064,300</u>
<u>1,929,100</u>	<u>1,933,900</u>	<u>6,157,000</u>		<u>1,933,900</u>	<u>1,986,100</u>		
<u>1,987,000</u>	<u>1,992,000</u>	<u>6,291,400</u>		<u>1,992,000</u>	<u>2,045,800</u>		
<u>2,043,600</u>	<u>2,047,700</u>	<u>6,149,000</u>		<u>2,048,700</u>	<u>2,104,000</u>		
<u>2,155,600</u>	<u>2,161,000</u>	<u>6,672,200</u>		<u>2,161,000</u>	<u>2,219,300</u>		
<u>2,185,700</u>	<u>2,191,200</u>	<u>6,785,100</u>		<u>2,191,200</u>	<u>2,250,400</u>		
<u>2,272,100</u>	<u>2,277,800</u>	<u>6,909,900</u>		<u>2,277,800</u>	<u>2,339,300</u>		
<u>2,386,800</u>	<u>2,392,800</u>	<u>7,130,700</u>		<u>2,392,800</u>	<u>2,457,400</u>		
<u>2,513,700</u>	<u>2,520,000</u>	<u>7,353,700</u>		<u>2,520,000</u>	<u>2,588,000</u>		
<u>2,578,500</u>	<u>2,584,900</u>	<u>7,395,300</u>		<u>2,584,900</u>	<u>2,654,700</u>		
<u>2,640,200</u>	<u>2,646,800</u>	<u>7,434,600</u>		<u>2,646,800</u>	<u>2,718,300</u>		
<u>2,728,400</u>	<u>2,735,200</u>	<u>7,474,000</u>		<u>2,735,200</u>	<u>2,809,100</u>		
<u>2,780,300</u>	<u>2,787,300</u>	<u>7,566,400</u>		<u>2,787,300</u>	<u>2,862,600</u>		
<u>2,930,700</u>	<u>2,938,000</u>	<u>7,753,200</u>		<u>2,938,000</u>	<u>3,017,300</u>		
<u>3,005,400</u>	<u>3,012,900</u>	<u>7,939,900</u>		<u>3,012,900</u>	<u>3,094,200</u>		

3,083,200	3,090,900	8,032,200	3,090,900	3,174,400	
3,233,300	3,241,400	8,126,900	3,241,400	3,328,900	
3,384,500	3,393,000		3,393,000	3,484,600	
恩給年額の計算の基礎となっている給料年額が、 <u>5,890,200円</u> を超える場合においては、当該俸給年額を、仮定俸給年額とする。			恩給年額の計算の基礎となっている給料年額が、 <u>5,904,900円</u> を超える場合においては、当該俸給年額を、仮定俸給年額とする。		

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(遺族年金の年額に係る加算についての経過措置)
- この条例による改正後の宇和島市職員恩給条例の特例に関する条例（第4項において「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和6年4月1日前に支給すべき事由の生じた遺族年金で令和6年4月分以後に支給すべきものについて適用し、令和6年3月分以前に支給すべき遺族年金については、なお従前の例による。
(退職年金及び遺族年金の年額の改定)
- 職員に給する退職年金又はその者の遺族に給する遺族年金については、令和6年4月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。
(内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の宇和島市職員恩給条例の特例に関する条例の規定に基づいて支給された退職年金又は遺族年金は、それぞれ改正後の条例の規定による退職年金又は遺族年金の内払とみなす。